

墨田区消費者ニュース

令和3年5月発行 第174号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



令和3年度消費者月間統一テーマ 「 “消費” 」で築く新しい日常

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、マスクを始めとする生活用品の買い占め、買いだめなどが発生しました。また、個人等による誤った風説や心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法等により、合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生しています。

このような現状を踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。

そこで、消費者一人一人が「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、こうした社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるよう令和3年度の消費者月間においては、「 “消費” で築く新しい日常」を統一テーマとして掲げます。



令和3年度消費者月間統一テーマ（消費者庁）より一部抜粋

お知らせ

これまで毎月1回発行していましたが「墨田区消費者ニュース」は、次号から年4回（6・9・12・3月予定）の発行に刷新させていただき、ページ数を増やしてお届けいたします。

内容については、高齢者への注意喚起を中心に掲載する予定です。なお、消費生活一般に関連する記事につきましては、区ホームページをご覧くださいませますようお願い申し上げます。

「ペット可」の賃貸マンションを退去したら 高額な修理代を請求された！

【相談事例】

2DKの賃貸マンションに4年間住んで退去した。

ペット可の物件で犬を飼っていたが、フローリングに傷をつけたので全面張り替えることになった。

犬が入っていない部屋の分も請求され、26万円と高額で不満だ。また、契約書の特約に、ハウスクリーニング代は借主負担とあるが、6万円の請求で相場より高いと思う。減額交渉は可能だろうか。

【アドバイス】

ペット可の賃貸マンションが増えましたが、退去時には修理代等が高額になる傾向があります。賃貸の原状回復の考え方は、国土交通省のホームページにある「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で確認することができます。

部屋に傷等がなければフローリングの張替代について交渉をすることになります。また、動物特有の臭いが付着していることも多く、臭いの除去や消毒をする場合はハウスクリーニング代が高額になります。

ペット可の物件であっても、ペットによる損耗は借主負担になることが多いので注意してください。なお、ペット禁止の物件で動物を飼うのは違反です。賠償責任を問われることになりますので絶対にやめましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

